

## 令和3年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 令和3年10月18日(月)午後3時45分から午後4時30分まで
- ・開催場所 名古屋市公館 1階 レセプションホール
- ・出席者 服部 達哉(名古屋市医師会会長)、山根 則夫(名古屋市医師会副会長)、錦見 尚道(名古屋第一赤十字病院長)、桑原 義之(名古屋市立西部医療センター長)、後藤 百万(中京病院長)、都島 誠一(名古屋市歯科医師会会長)、深谷 清次(名古屋市薬剤師会会長)、河内 尚明(名古屋市社会福祉協議会会長)、浅井 清文(名古屋市保健所長)、折戸 秀郷(名古屋市健康福祉局長寿社会企画監)、加藤 裕(西名古屋医師会会長)、田中 勝己(西春日井歯科医師会会長)、宮田 壮一(西春日井薬剤師会会長)、今村 康宏(済衆館病院理事長)、時田 榮一(社会福祉法人清須市社会福祉協議会会長)、岡島 清隆(豊山町民生委員協議会会長)、岡島 剛(愛知県食品衛生協会清須支部支部長)、佐藤 あつ子(清須市女性の会会長)、徳田 紀久子(北名古屋市食生活改善推進委員協議会会長)、入山 八三郎(愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部支部長)、加藤 久喜(清須市健康福祉部長)、井上 昭人(北名古屋市市民健康部長)、日比野 敏弥(豊山町生活福祉部長)、神藤 一成(西枇杷島警察署生活安全課長)(敬称略)
- ・傍聴者 3人

### <議事録>

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県保健医療局技監の長谷川から御挨拶を申し上げます。

(愛知県保健医療局 長谷川技監)

愛知県保健医療局技監の長谷川でございます。

本日はお忙しい中、名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃は、当圏域の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力をいた

だき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症対応におきましては、関係者の皆様には、多大なるご尽力を賜っており、重ねて感謝申し上げます。

さて、本日は、当初、9月6日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、本日に延期させていただきました。本日は、お手元の会議次第のとおり、議題としまして「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の中間見直しについて」と「介護保険施設等の整備計画について」の2件を挙げさせていただいております。1つめの議題の名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の中間見直しにつきましては、時点修正が中心となりますが、「原案」について御審議いただきたいと存じます。2つめの議題の介護保険施設等の整備計画につきましては、第8期愛知県高齢者健康福祉計画に基づき、計画的に進めていく必要がありますが、今回、事前相談が2件提出されておりますので、計画の適否について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項としまして、「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、御報告させていただきます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐）

本日の出席者の御紹介ですが、時間等の都合により、お配りしてあります「出席者名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、定足数ですが、当会議の構成員は27名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者3名を含め、24名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

また、本日の会議には、傍聴者が3名いらっしゃいますので御報告いたします。

次に、資料の御確認をお願いいたします。お手元の次第の裏面にございます「配付資料」を御覧ください。

#### 【次第（裏面）「配付資料」により資料確認】

以上でございます。不足がございましたら、お申し出ください。

続きまして、議長の選出をお願いします。

議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第

2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局としましては、先回に引き続き、名古屋市医師会長の服部達哉様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

### 【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の服部様をお願いします。

服部様、どうぞ議長席にお移りください。

それでは、以後の議事の進行は議長をお願いします。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました名古屋市医師会長の服部でございます。

本日は、皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

皆様の活発な御議論によりまして、有意義な会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっておりますので、すべて公開とさせていただきたいと思っております。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のウェブページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

それでは、議題1「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の中間見直しについて」に移りたいと思っておりますので、まず事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

医療計画課の丹羽と申します。以後、着座にて御説明をさせていただきます。

議題1「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の中間見直しについて」でございますが、私から今回の中間見直しの概要を説明させていただいた後に、名古屋

市と清須保健所から、主な見直し内容について、説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

資料 1-1 のご準備をお願いします。

1 趣旨でございます。医療法第 30 条の 6 の規定により、医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされております。今回の中間見直しでは、県計画と同様、医療圏計画についても、各項目のデータの更新や、記載内容の時点修正を中心に見直しを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対応に関しましては、国において検討のうへ、「新興感染症等の感染拡大時における医療」として 2024 年度からの次期医療計画に追加し、5 事業を 6 事業に変更する方針が示されておりますので、次期医療計画の策定の中で検討することとしております。

2 策定期間等でございます。囲みの 2020 年 5 月 12 日の厚生労働省通知のところをご覧いただきたいのですが、医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、見直し後の医療計画の適用が令和 4 年度以降になったとしても差し支えないものとする」旨が通知されております。このため、医療圏計画についても、県計画同様、今年度中に策定する予定でございます。なお、今回は中間見直しですので、計画期間は、現行計画どおり 2023 年度までとなります。

3 の見直し体制及び 4 の今後のスケジュールでございますが、計画策定時に開催した策定委員会については、今回は中間見直しであり時点修正が中心となることから、開催しておりませんので、今回の圏域保健医療福祉推進会議で原案をご検討いただいたうへで、11 月に開催します医療審議会医療体制部会にて審議いただき、医療審議会にて原案を決定の後、パブリックコメント・意見照会を行い、圏域会議、医療体制部会で再度審議いただいたうへで、2022 年 3 月開催予定の医療審議会にて決定、答申いただきたいと存じます。

概要の説明は以上となります。

それでは、計画の主な見直し内容について、名古屋市と清須保健所から説明いただきます。

(名古屋市健康福祉局健康部保健医療課 土方課長)

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課長の土方と申します。

お手元でございます資料 1-2 を御覧いただきながら御説明させていただきますと思います。

私からは名古屋医療圏保健医療計画の見直し内容について説明いたします。

只今事務局からの説明にもありましたが、今回の見直しは基本的には時点修正ということでございます。従いまして、多くの修正点は指標となります統計デ

ータや参考資料を直近のものに差替えるというものでございますので、ほぼ全ページに渡って修正があるということで、そういった時点修正につきましては今回は説明を割愛させていただきまして、統計データ以外の主な変更点について御説明させていただきたいと思っております。

はじめに、9 ページをお開き願います。9 ページの下段から 10 ページは「保健・医療施設の箇所数」に関する説明となります。本計画の策定当時名古屋市においては、16 の区それぞれに保健所を設置しておりましたが、平成 30 年 4 月に 1 保健所及び 16 区に保健センターを置く体制へ移行したことによる、記載の変更となります。

続きまして、16 ページをお開き願います。これまで「市立病院」として記載させておりましたが、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターにつきましては、令和 3 年 4 月 1 日から名古屋市立大学医学部の附属病院として移行しまして、今回は中間見直しでございますので事項そのものは削除せず移行した旨を追記させていただきました。また 17 ページの緑市民病院の記述につきましても、名古屋市立大学病院化に向けて協議を進めているということで追記させていただいております。

続きまして、18 ページの「がん対策」でございますが、裏側 19 ページの上段になりますが、名古屋市では令和 3 年 10 月から胃がん予防の取組みとしまして、20～30 代を対象としたピロリ菌検査を開始したため記載を追加しました。

続きまして、50 ページの「歯科保健対策」でございます。上段の項目 1 番、本市が制定しております、名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例ですが、この条例の一部を令和 2 年 3 月に改正しまして、その改正内容につきまして記載したところでございます。

続きまして、74 ページの「災害医療対策」でございます。下から 3 つ目の○の説明となりますが、名古屋市において災害が発生した場合の医療救護に関する協定について、新たに愛知学院大学さんと締結いたしましたので、新たに記載いたしました。

続きまして、92 ページの「小児医療対策」でございます。裏面 93 ページの項目 4 番、医療費等の公費負担の状況につきまして、名古屋市では入院医療費の助成について、令和 2 年 1 月より対象年齢を中学校卒業から 18 歳に達する年度の末日までとするよう助成制度を拡充いたしました。また、令和 4 年 1 月からは通院につきましても同様に拡充を予定となっております、これに合わせた記載に変更いたしました。

続きまして、105 ページの「在宅医療対策」でございます。隣の 106 ページ、(2)では名古屋市における支援施策について記載しております。名古屋市では、在宅医療と介護の連携を進めることを目的としまして、在宅医療・介護連携事業

を名古屋市医師会様へ委託しまして、在宅医療・介護連携支援センターを各区に1か所ずつ設置しております。また、平成30年7月から在宅医療体制の整備事業につきましても委託しまして、かかりつけ医のバックアップ体制を構築しており、現状に合わせた記載とさせていただきます。

最後に144ページになりますが、「健康危機管理対策」でございます。裏面の145ページ上段には、名古屋市衛生研究所について記載しておりますが、令和2年4月に名古屋市守山区内へ移転開所したことを新たに記載しました。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(服部議長)

新型コロナに関連して、新興感染症に関する項目が医療計画に入るのは、この会議で検討するという認識でよろしいでしょうか。

(名古屋市健康福祉局健康部保健医療課 土方課長)

はい、こちらの圏域会議で次期医療計画策定時に検討するということになっておりますので、改めてご検討いただくことになるかと思っております。

(服部議長)

新型コロナ対応の中で、病床確保の部分が非常に問題になっておりますので、地域医療構想推進委員会も含めた協議が必要になると思っておりますが、県はどのようにお考えでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

国の動向を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

(愛知県保健医療局 長谷川技監)

感染症に関する項目が次期医療計画から入るということは私共も承知しておりますが、国から細かい部分が示されておりませんので本日ここで御説明できない状況でございます。今、服部会長に御指摘いただきました部分に関しても、国が別に示してくる可能性がありますので、しっかり情報を収集しながら、この会議で検討をしていく部分に関しては、改めて御議論をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(愛知県清須保健所総務企画課 蒲生課長補佐)

続きまして、尾張中部医療圏の御説明をさせていただければと思います。

資料におきまして、2ページ目の第1章 地域の概況におきまして、尾張中部

地域の人口等について、時点修正を行っています。

18 ページ目の第 3 章につきましては、主な疾患等に対する医療提供の目標を掲げたものであります。第 1 節、がん対策におきまして、19 ページのがん検診の受診率について、尾張中部地域の時点修正を行っています。

第 2 節、脳卒中対策におきまして、30 ページの表 3-2-6 愛知県脳卒中救急医療システム参加医療機関の表に新たに北名古屋市の済衆館病院を加えています。

42 ページ目の第 5 節、精神保健医療対策におきまして、尾張中部地域においては、精神障害者の地域移行支援体制のあり方を検討し、その具体的整備を図ることを目的に、令和 2 年度に、保健所、地域アドバイザー、基幹相談支援センター等からなる「コア機関チーム」を設置している旨を記述しています。

68 ページ目の第 4 章、救急医療対策におきまして、尾張中部地域の第 1 次救急医療体制が、現在は新型コロナウイルス感染症の影響から休止している旨を記述しています。

70 ページの表 4-1 第 1 次救急医療体制の表もご覧ください。79 ページ目の第 5 章、災害医療対策におきまして、尾張中部地域においては、災害拠点病院の指定を受けた医療施設がないことから、広域 2 次救急医療圏の所管区域と同様に、尾張西部医療圏と一体となった保健医療調整会議の所管区域において運用されている旨を記述しました。この第 5 章の冒頭にその旨の記述を加えました。したがって、具体的な記述は、尾張西部医療圏の計画に場所を移し、この名古屋・尾張中部医療圏の計画から削除しています。

87 ページ目の第 6 章、周産期医療対策及び 99 ページ目の第 7 章、小児医療対策におきまして、時点修正をしています。

131 ページ目の第 10 章、高齢者保健医療福祉対策におきまして、平成 30 年 4 月の第 7 期介護保険事業計画に則り、新たに法定化された施設である介護医療院の状況について、記述しています。

以上でございます。

(服部議長)

ここまでで何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題 1 については承認とさせていただきます。

続きまして、議題 2 「介護保険施設等の整備計画について」に移りたいと思いますので、事務局から説明してください。

(尾張福祉相談センター 内田次長)

尾張福祉相談センター次長の内田でございます。日頃は、県の福祉行政の推進

に格別のご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料2-1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。

申し訳ございませんが、資料の修正をお願いいたします。資料2-1の裏側、「2特定施設入居者生活介護」の表の1番下「その他（参考）」です。1行目に「定員260名分（整備枠：182名）」とありますが、定員260名分を定員280名分に、整備枠182名を196名に、次の行の最後、定員140名分を定員120名分に、整備枠98名を84名に修正をお願いします。

それでは、資料の説明に戻らせていただきます。今回の整備計画につきましては、「介護老人福祉施設」の380名、及び「混合型特定施設入居者生活介護」の280名の2件でございます。計画の内容の説明の前に「介護保険施設整備の手続きについて」ご説明させていただきたいと思っておりますので、1枚おめくりいただき、資料2-2をご覧ください。

本県では、介護保険施設など入所型施設の整備については、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠を設定しております。圏域ごとに整備枠を設定する理由といたしましては、それぞれの地域で必要な介護サービスの整備を促進するに当たり、ニーズを把握し、介護保険における負担と給付のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためです。そして、整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくことになっております。「事前協議の流れ」についてですが、資料の3を御覧ください。まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等の開催等により圏域の調整を行うこととなっております。その後、この圏域会議でご意見をお伺いしたのち、(5)のとおり会議の結果を事前相談票提出者に通知することとなっております。以上のような手続きが必要な施設は4に記載しておりますが、本日、ご審議いただく案件は、(1)の「介護老人福祉施設」、及び(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、事前相談があったものでございます。(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、少し補足をさせていただきます。すぐ下の※の2に記載しましたように、「特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを介護保険サービスとして提供するものでございます。このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが(4)の「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが(5)の「混合型」でございます。また、※の3に記載しましたように、(5)の「混合型」につきましては、入居者が要介



護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされております。

次に、1枚おめくりいただいて、資料2-3の「名古屋・尾張中部圏域 第8期介護保険施設等整備計画」をご覧ください。この資料には、表が4つございますが、1の介護老人福祉施設の表をご覧くださいますと、左から「区分」、その右に、「3年3月末定員数」、それから「整備目標」、「必要数」すなわち整備枠、一番右に今回申請分、を記載しております。今回、事前相談のありました「1」の「介護老人福祉施設」のこの圏域における整備枠は、1の表の一番下に網掛けをしておりますが、3年度までに110名、5年度までに380名でございます。繰り返しになりますが、介護老人福祉施設の令和3年度の整備枠は110名、令和5年度の整備枠は380名でございます。また、下の4の「混合型特定施設入居者生活介護」の整備枠を見ていただきますと、同じく網掛けをしておりますが、3年度までが0名、5年度までに280名でございます。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料2-4のとおりでございます。1枚目が旧尾張中部圏域、2枚目が旧名古屋圏域の西部、3枚目が東部ということで、それぞれ、施設の種別、市区町別に施設名と定員を記載しております。

資料2-1にお戻りください。今回事前相談のありました、整備計画の内容でございますが、いずれも名古屋市の公募により、整備予定者を選定するものです。1の「介護老人福祉施設」は、整備予定定員は380名、開所予定としては、令和5年4月に120名、令和6年4月に130名、令和7年4月に130名、でございます。整備予定定員の380名というのは、先ほど資料2-3でご説明しました介護老人福祉施設の第8期整備計画の令和3年度整備枠110名を超えておりますが、最終年度である令和5年度の整備枠380名の範囲内でございます。こうした場合は、表のすぐ下の「参考」に記載させていただきました「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」のうち「意見聴取及び連絡調整の基準」である第5第2号により、下線部でございますが、「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める」ことが承認の基準となります。これにつきましては、書面により開催した名古屋・尾張中部の圏域研究会において圏域内の全市町村から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

次のページの2でございますが、「混合型特定施設入居者生活介護」につきましても、名古屋市の公募により、整備予定者を選定するものです。整備予定定員は400名、混合型の場合は、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険の整備枠として設定することになりますので、整備枠としましては、400名の7割である280名となります。開所予定は、施設定

員に7割を掛けた整備枠で申し上げますと、令和5年3月に182名、令和6年3月に98名、でございます。整備予定定員400名、整備枠でいう280名というのは、先ほど資料2-3でご説明しました混合型特定施設入居者生活介護の第8期整備計画の令和3年度整備枠の0名を超えておりますが、最終年度である令和5年度整備枠の280名の範囲内でございます。こうした場合は、先ほどの介護老人福祉施設と同様、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」により、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認めることが承認の基準となります。これにつきましては、先の介護老人福祉施設と同様、書面により開催した名古屋・尾張中部の圏域研究会において圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。

よろしいでしょうか。

それでは承認とさせていただきます。

以上で、議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

報告事項「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

資料3のご準備をお願いします。本県の医療計画では5疾病5事業等の機能を担っている医療機関について、県で定める基準に合致していることを確認したうえで、別表に記載又は削除しています。本日は令和3年3月25日更新分及び9月9日更新分のうち、名古屋・尾張中部医療圏における変更箇所を報告させていただきます。

資料の3ページに目次がございます。この中で、今回は項目の4、6、8から12の7項目につきましては、変更はございません。資料4ページ以降で、医療機関名の更新を行っているものにつきましては、医療機関名を網掛けにさせていただきます。

時間の都合もございますので、個別の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。以上で、本日の議事は終了しました。

せっかくの機会ですので、保健、医療、福祉分野に関する御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思えます。

なければ、最後に事務局からよろしく申し上げます。

(愛知県清須保健所総務企画課 蒲生課長補佐)

医療法人済衆館済衆館病院における新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための特例の病床整備について、今年6月21日に開設許可事項一部変更を許可しまして、使用前の検査を行い、今年7月26日に病院施設使用の許可をしました。今年8月1日から稼働していると伺っています。

以上でございます。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

資料はございませんが「有床診療所の病床整備計画」について御説明させていただきます。診療所に病床を設置する際には、原則として知事の許可が必要となりますが、医療法施行規則第1条の14第7項に定める場合に該当する場合は、届出により病床を設置することができることとなっております。

昨年度第1回目の病床整備計画の受付期間におきまして、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する有床診療所として提出をいただきました名古屋市中区にございます加納産婦人科の一般病床を5床から19床に増床する整備計画につきまして、昨年8月に書面開催として開催いたしました「名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会」及び11月30日に開催いたしました「愛知県医療審議会医療体制部会」においてそれぞれ御意見を伺いまして、医療法施行規則第1条の14第7項第2号のうち「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」に該当するものとして適当と判断いたしましたので、計画者へ通知させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

(服部議長)

続いて事務連絡をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 丹羽課長補佐)

本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

(服部議長)

それでは、本日の令和3年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議は、これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。